



区立学校教員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、区立学校教員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 事案の内容

令和2年9月6日午後1時頃から午後2時頃までの間、新宿区内のインターネットカフェにおいて、ソーシャル・ネットワーキング・サービス上で知り合った当時14歳の女性が18歳に満たないことを知りながら、現金を供与して性的行為を行った。

以上の事実と調査した結果に基づき、令和3年3月25日付けで以下のとおり懲戒処分を行いました。

2 被処分教員

氏名 : 永井 貴久

所属 : 杉並区立松庵小学校

職層 : 教諭

年齢 : 37歳

※ 杉並区が独自に採用した教員（区費教員）です。

3 処分の内容

免職

4 発令年月日

令和3年3月25日

【白石高士教育長のコメント】

「教員は、子どもたちの模範となるべき存在であるにもかかわらず、このような悪質な行為を行ったことは絶対に許されるものではありません。被害者の方はもとより、多くの子どもたちの心を深く傷つけ、また、区立学校に対する区民の皆さまの信頼を裏切ることとなってしまい、心より深くお詫びを申し上げます。

今後、このようなことが二度と起きないように、厳正な服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、子どもたちや区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。」

【問い合わせ先】

教育人事企画課 TEL 03-3312-2111（内線1651）